

○稚内市都市計画審議会条例

平成12年2月9日条例第12号

改正

平成16年3月24日条例第1号

稚内市都市計画審議会条例

稚内市都市計画審議会条例（昭和57年稚内市条例第12号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第77条の2第1項の規定に基づき、稚内市都市計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議し、並びにこれらに関し必要と認める事項を関係行政機関と建議する。

- （1）本市が定める都市計画に関すること。
- （2）都市計画について本市が提出する意見に関すること。
- （3）前2号に掲げるもののほか、市長が都市計画上必要と認める事項に関すること。

（組織）

第3条 審議会は、委員13人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1）学識経験のある者 5人以内
- （2）市議会の議員 3人以内
- （3）関係行政機関又は北海道の職員 3人以内
- （4）一般公募による市民 2人以内

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置き、学識経験のある者につき委嘱された委員のうちから委員の選挙により選出する。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

4 会長及び副会長ともに事故あるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(臨時委員)

第6条 審議会に特別の事項を調査させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係行政機関及び北海道の職員
- (3) 当該特別の事項に密接な関係にある者

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(専門委員)

第7条 審議会に専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

2 専門委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 当該専門の事項に密接な関係にある者

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第8条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会長への委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月24日条例第1号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。